

公共体育施設・学校体育施設の利用について

令和5年6月

※令和5年6月時点の情報です。最新の情報は町ホームページ等でご確認ください。

◆◆◆体育施設一覧◆◆◆

施設名 <small>申込み先</small>	施設概要	利用時間	使用料 ^{※1}
B&G 海洋センター <small>海</small>	アリーナ(A面・B面)	9:00~21:00	1時間につき1面200円
	トレーニングルーム		1時間につき200円
	ミーティングルーム		1時間につき100円
	プール ※休止中 (幼児用・25m)	夏季 9:30~16:50	幼児 無料 小中学生 100円 中学校卒業以上 200円
鎌形野球場 <small>海</small>	野球場		1時間につき700円 ^{※2}
総合運動公園 <small>海</small>	A面・B面・C面・D面	4月~9月 7:00~19:00 10月~3月 7:00~17:00	1時間につき1面200円
	農村広場		
花見台公園 <small>教</small>	第1公園(グラウンド)		1時間につき200円
鶴巻運動公園 <small>教</small>	テニスコート		1時間につき1面100円
菅谷テニスコート <small>ふ</small>	テニスコート(3面)	9:00~17:00	1時間につき1面200円
町立武道場 <small>ふ</small>	柔道場	月~金 18:00~21:00 土・日・祝 9:00~21:00	1時間につき100円
	剣道場		
菅谷中学校 <small>ふ</small>	体育館(A面・B面)	18:00~21:00	1時間につき1面200円
玉ノ岡中学校 <small>教</small>	体育館(A面・B面)		
	武道場	月~金 18:00~21:00 土・日・祝 9:00~21:00	1時間につき200円
	運動場	18:00~21:00	無料 (500円/30分で夜間照明 が利用できます) ^{※3}
菅谷小学校 <small>ふ</small>	体育館(A面・B面)	月~金 17:00~21:00 土・日・祝 9:00~21:00	1時間につき1面200円
		土・日・祝	
志賀小学校 <small>教</small>	運動場	4~9月 6:00~18:00 10~3月 7:00~16:00	無料
七郷小学校 <small>教</small>	体育館	月~金 17:00~21:00 土・日・祝 9:00~21:00	1時間につき200円
		土・日・祝	
	運動場	4~9月 6:00~18:00 10~3月 7:00~16:00	無料

安全管理の都合等により、予告なく上記施設の利用時間を変更する場合がございます。予めご了承ください。

(※1) 町外団体(個人)が利用する場合、2倍の金額になります。

(※2) 9:00~13:00 / 13:00~17:00の2部制での予約となり、終日での利用はできません(大会等除く)。

(※3) 夜間照明機器用のメダルを役場庁舎内教育委員会窓口にて取り扱っております。

申込み先について

海 B&G 海洋センター

嵐山町大字鎌形 855 番地 ☎0493(62)5121

ふ ふれあい交流センター

嵐山町大字菅谷 445 番地 1 ☎0493(62)2144

教 教育委員会事務局

嵐山町大字杉山 1030 番地 1(嵐山町役場庁舎内) ☎0493(62)0824

◆◆◆利用登録が必要です◆◆◆

体育施設を使用する場合は、あらかじめ町に登録(利用登録)しなければなりません。詳細については、別紙「公共体育施設・学校体育施設の利用登録について」をご参照ください。

◆◆◆所定の場所でお申し込みください◆◆◆

- ・ **申請先** 上記「申込み先」窓口にてお申し込みください。お電話等での利用申請はできません。
- ・ **申請開始日** 町内団体はご利用日の前月の初開館(開庁)日^{※4}から、町内個人・町外団体・町外個人はご利用日の2週間前からお申し込みいただけます。
(※4) ふれあい交流センターについては、月初めの開館日が土・日・祝日の場合は、翌開館日
- ・ **申請時間** 8時30分~17時15分 ※B&G 海洋センターは9時~16時30分
ただし、次の日(期間)はお申し込みいただけません。
 - ◎B&G 海洋センター 月・祝休日・月曜日が祝日の場合はその翌日、及び12月29日~翌年1月3日
 - ◎ふれあい交流センター 祝休日及び12月29日~翌年1月3日
 - ◎教育委員会生涯学習課 土、日、祝休日及び12月29日~翌年1月3日
- ・ **申請取消し** ご利用日9日前からの使用者都合による利用申請取り消しについては、当初の利用申請分の使用料が発生いたします(条例第8条、規則第9条及び第11条)。尚、使用者都合ではない理由で施設を使用しない場合、その旨を申込み先に申し出ていただければ使用料は発生しません。

◆◆◆鍵の開け閉めはご自身で◆◆◆

所定の場所で鍵を貸出し致します。時間に余裕を持ってお越しください。
詳細については別紙「公共体育施設・学校体育施設の鍵貸出し方法について」をご参照ください。

◆◆◆使用料の納入は翌月中に◆◆◆

使用月翌月中に各施設利用申込み先窓口までお越しください。1か月の使用料をまとめてお支払いください。それ以外のお支払い方法をご希望の場合は、各窓口にてご相談ください(規則第9条)。

◆◆◆利用中はルールとマナーを守って◆◆◆

皆さんが使用する体育施設です。ルールとマナーを守って気持ちよく使用しましょう。詳細については別紙「公共体育施設・学校体育施設利用上の注意」をご参照ください。

◆◆◆大会やイベント等で利用の場合は事前予約が可能です◆◆◆

大会やイベント等の開催に限り予約開始日より前に施設利用申請を受け付けます。詳細については別紙「公共体育施設・学校体育施設の事前予約申込みについて」をご参照ください。

◆◆◆問合せはこちらまで◆◆◆

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1
嵐山町教育委員会 生涯学習課
☎0493 (62) 0824 / FAX 0493 (62) 0715